

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱

〔令和 8 年 3 月 1 6 日〕
〔要 綱 第 1 6 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等の影響下にある市内の中小企業者等に対し、省エネルギー化に資する設備投資等を支援することにより、エネルギー費用負担の軽減を通じて、事業継続や市民活動の安定化を図り、もって市民生活の安定と地域経済の持続的な発展に資するため、予算の範囲内において八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。

(1) 以下のアからウまでのいずれかに該当する者であって、かつ、市内に主たる事業所を有するもの

ア 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者

イ 個人で農業、林業又は漁業を営む者

ウ その他市長が適当と認める者

(2) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等でないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助の対象外とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が事業活動の用に供する市内の施設において、省エネルギー化を図ることを目的として実施する、省エネルギー対応設備への更新等に資する事業であって、かつ、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 補助対象事業が別表 1 に掲げる事業に該当しないこと。

- (2) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (3) その他市長が適当であると認める事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助金、助成金その他の金銭の交付を受けている事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表2に定めるものとする。ただし、補助対象経費の総額が10万円に満たないものは補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、補助対象者1者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 以下のアからウまでに掲げる区分に応じた書類
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し
 - イ 個人事業主にあっては、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し
 - ウ 法人格のない団体（自治会等）にあっては、規約その他これに準ずるもの及び代表者の本人確認書類の写し
- (6) 更新対象となる既存設備の状況が分かる書類（設置状況が分かる写真及び仕様や型番が確認できる銘板等の写真）
- (7) 設置場所の状況が分かる書類（位置図、配置図、平面図等）
- (8) 設置場所が申請者の所有でない場合は、その使用権原及び設置承諾を証する書類（賃貸借契約書の写し、所有者の承諾書等）

(9) 省エネ診断の受診を証する書類、又は市長が別に定める免除基準に該当することを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（変更、中止及び廃止）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、前項の申請書に、変更内容が確認できる書類の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(3) 補助事業の実施状況が分かる写真

- (4) 導入した設備の保証書等の写し（購入年月日、型番、製造番号、販売店名などが確認できるもの）
- (5) 既存設備の撤去及び処分を行った場合は、これを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する確定通知書を受けた補助事業者は、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

（指導監督）

第13条 市長は、補助事業者が実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象としない業種

- 1 金融業又は保険業（保険媒介代理店及び保険サービス業を除く。）
- 2 サービス業等のうち、次に掲げるもの
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の適用を受ける風俗営業を営むもので、公序良俗に反する等、社会的に批判を受けおそれのある飲食店
 - (3) 集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
 - (4) 政治団体又は宗教団体
- 3 その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

別表 2 (第 4 条関係)

	区分	内容	対象設備 (例)
補助対象経費となるもの	設備費	補助対象設備の購入、製造、据え付け等に要する経費 (土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。)	以下に掲げる機器又は設備の更新により省エネルギー化に資するもの <ul style="list-style-type: none"> ・業務用ボイラ (エコキュート含む) ・業務用エアコン ・照明器具 ・業務用冷蔵庫 ・業務用冷凍庫 ・業務用乾燥機 上記に掲げるもののほか、市長が特に省エネルギー化に資すると認める設備
	工事費	補助対象設備の導入に必要な配管、配電等の工事に要する経費 (建屋の新築、増築等に係る経費を除く。)	
	設計費	補助対象設備の導入に必要な設計に要する経費 (事業計画書作成のための基本設計費を除く。)	
	その他	既存設備の撤去費及び処分費など、市長が特に必要と認める経費	
補助対象経費とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断費用 ・単に白熱電球から LED ランプへ交換するもの ・汎用事務機器等 (PC、プリンタ、車両、船舶等) の購入費 ・消耗品費、光熱費、通信費、リース料等の経費 ・創エネルギー設備 (再生可能エネルギー発電設備等) 及び蓄エネルギー設備 (蓄電池等) の導入費 ・個人の居住の用に供する部分に係る経費 ・家電リサイクル法に基づくリサイクル料金 ・その他市長が適当でないと認める経費 		

八幡浜市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の内容	
補助事業に要する経費 (税 込 み)	円
補 助 対 象 経 費 (税 抜 き)	円
補 助 金 の 交 付 を 受 け よ う と す る 額	円

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 以下のアからウまでに掲げる区分に応じた書類
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
 - イ 個人事業主にあっては、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し
 - ウ 法人格のない団体（自治会等）にあっては、規約その他これに準ずるもの及び代表者の本人確認書類の写し

（裏面に続く）

- (6) 更新対象となる既存設備の状況が分かる書類（設置状況が分かる写真及び仕様や型番が確認できる銘板等の写真）
- (7) 設置場所の状況が分かる書類（位置図、配置図、平面図等）
- (8) 設置場所が申請者の所有でない場合は、その使用権原及び設置承諾を証する書類（賃貸借契約書の写し、所有者の承諾書等）
- (9) 省エネ診断の受診を証する書類、又は市長が別に定める免除基準に該当することを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

誓約・同意書

※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）の上、自署又は記名押印してください。

- 八幡浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等には該当しません。
- この申請書及び関係資料の内容については、事実と相違ありません。
- この補助金交付の審査等のため、市長が必要と判断した場合は、市が保有する個人情報（市税の納税状況及び住民基本台帳）を閲覧又は確認することについて同意します。
- 虚偽の申請その他不正の行為によって交付を受けた補助金について、市から返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

【消費税等の取扱いについて】（該当する□に✓してください）

- 当方は課税事業者です。補助対象経費は税抜で申請します。
- ※ 消費税課税事業者の場合、以下のア又はイに掲げる書類の写しを提出してください。
 - ア 消費税及び地方消費税の申告書（直近のもの）
 - イ 適格請求書発行事業者の登録通知書
- 当方は免税事業者又は簡易課税事業者であり、本事業の経費に係る消費税を仕入税額控除できません。補助対象経費は税込で申請します。

申請者氏名（自署又は記名押印） _____

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業者の概要

法人・屋号名等	
代表者名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 事業概要

業種	
事業の（予定）場所	
補助事業の（予定）日	年 月 日
補助事業内容	<p>省エネルギー化を図ることを目的として実施する、省エネルギー対応設備への更新等に資する具体的取組内容 （機械装置等の型番、省エネ性能の証明方法、省エネルギー効果を示す削減量・削減率等についての詳細を記載してください。）</p>

3 資金計画

【必要な資金】

(単位：千円)

資金内容	金額
合 計	

【調達資金】

(単位：千円)

調達方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金	
その他借入金	
補助金	
合 計	

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科目	予算額	内訳
自己資金		
借入金		
市補助金		
その他		
合計		

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設備費				
工事費				
設計費				
その他				
合計				

様

八幡浜市長

印

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金については、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定（不交付）となりましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額	
2 補助対象法人・屋号名	
3 補助対象事業内容	
4 交付条件	<ul style="list-style-type: none">・上記事項に変更が生じた場合は、省エネルギー対応設備更新等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出すること。・交付申請書及び添付書類に記載する事項等について、虚偽の記載等が後日判明した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の理由

2 補助交付変更申請額（変更の場合）

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

3 中止の期間（廃止の時期）（中止又は廃止の場合）

添付書類

- (1) 変更の内容が確認できる書類（変更の場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業の事業実績について、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

補助対象経費	
補助金交付決定額	
業 種	
事業の場所	
補助事業の開始日	
補助事業の事業内容	省エネルギー化を図ることを目的として実施する、省エネルギー対応設備への更新等に資する具体的取組内容 (機械装置等の型番、省エネ性能の証明方法、省エネルギー効果を示す削減量・削減率等についての詳細を記載してください。)

2 収支決算書

【収 入】

(単位：円)

科目	決算額	内訳
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

【支 出】

(単位：円)

科目	決算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設 備 費				
工 事 費				
設 計 費				
そ の 他				
合 計				

(添付書類)

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (3) 導入した設備の保証書等の写し（購入年月日、型番、製造番号、販売店名などが確認できるもの）
- (4) 既存設備の撤去及び処分を行った場合は、これを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金について、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
¥ _____
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 4 補助金返還相当額（3－2）
¥ _____

（注） 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

印

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業
補助金額確定通知書

年 月 日付で報告のあった事業については、八幡浜市省エネルギー
対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補
助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金
請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金について、八幡浜市省エネルギー対応設備更新等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フガナ
口座種別	普通・当座
口座番号	

